

# 1. 選定保存技術の複数認定の方針の明確化

## ■ 現状

- すでに選定された分野に保持者・保存団体を追加認定する場合、既存の保持者・保存団体と流派や技術内容、地域的特色などの違いがあることを要件としてきたことにより、一の選定分野につき、**原則として1名・1団体の保持者・保存団体の認定**となっている。
- このことにより、一人の保持者だけが国庫補助事業により伝承者養成の責任を負っており、**安定的な技術の継承に不安**が残る。

<保持者を複数認定している技術>

美術工芸品分野：4技術/28技術

工芸技術分野：4技術/27技術

※令和4年12月現在

芸能分野：1技術/25技術

建造物分野：1技術/26技術

加えて、令和4年7月答申により、新たに3技術で保持者を複数認定（技術の違いによる認定）したところ。

美術工芸品分野：2技術、建造物分野：1技術

## ■ 取組方針

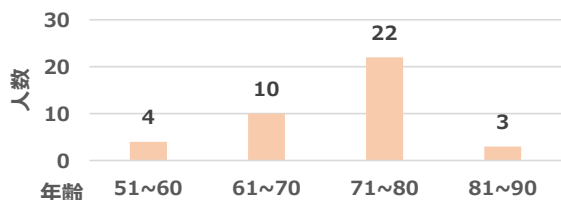
- 選定保存技術の保持者・保存団体の認定に当たっては、より複層的に技術が継承されるように進める。
  - ・文化審議会文化財分科会第四専門調査会（文化財保存技術委員会）においても今後の方針について意見聴取。（令和4年6月）
    - ☞流派や技術内容、地域的特色などの違いを求めつつも、**技術の継承や文化財の適切な保存に特に必要な場合は柔軟に認定**していく旨確認。
- 上記の方向性を企画調査会でも確認し、**令和5年度以降、複数認定も視野に入れて、選定・認定候補を調査。**（想定されるケース）
  - ・**保持者が高齢**で、新たな伝承者養成が急務の場合
  - ・未選定又は解除分野において、**同等の技術を有する者が複数存在する**場合 等

## 2. 文化財修理技術者等を対象とした表彰制度

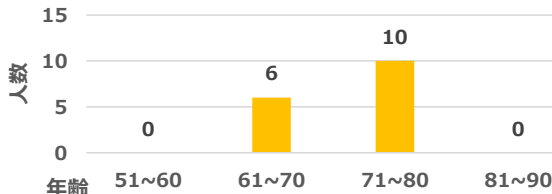
### ■ 現状

- 文化財修理技術者等を表彰する既存の仕組みは、文化庁長官表彰、黄綬褒章、叙勲などがある。

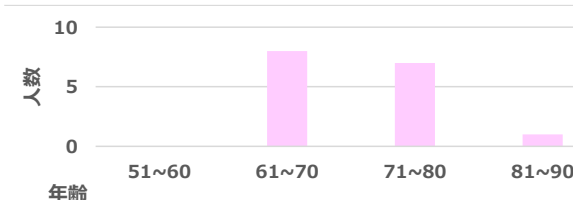
＜文化庁長官表彰＞ 平均年齢：71.3歳  
実績：R3 17名  
R2 11名  
R1 17名



＜黄綬褒章＞ 平均年齢：69.6歳  
実績：R4年春 3名  
R3年春 なし、秋 5名  
R2年春 2名、秋 6名



＜叙勲＞ 平均年齢：72.4歳  
実績：R4年春 1名  
R3年春 4名、秋 3名  
R2年春 5名、秋 3名



- 一方、上記の表彰は、**選定保存技術保持者や保存団体のベテラン技術者**といった、既に一定の実力を認められた修理技術者等が推薦されており、**これから技を錬磨しようとする若手・中堅技術者は対象となりづらい。**

### ■ 取組方針

- 選定保存技術保持者・保存団体に限らず、**文化財の修理**に携わる者等や、**文化財の保存に必要な用具・原材料の生産者**など、**より幅広い技術者を対象とする表彰制度を整備する**ことで、若手・中堅技術者の意欲向上や文化財保存技術の職の魅力発信につなげる。

＜新たな表彰制度（素案）＞

- ・対象：①文化財保存技術者  
(まずは選定保存技術保持者の後継者や保存団体の中堅構成員を想定。順次、より広範な技術者を対象に検討)、  
②文化財の保存に必要な用具・原材料の生産者
- ・位置づけ：特に若手・中堅技術者が、技を錬磨するうえでモチベーションとなるようなもの
- ・推薦方法：都道府県等による推薦を経て、有識者会議にて選考、文化庁にて決定
- ・意義：若手・中堅技術者の意欲向上、文化財保存技術の職の魅力発信、  
地方公共団体による域内の技術者保護への積極的関与 等

### 3. 文化財の保存・継承に不可欠で安定供給を図るべき原材料のリスト化

#### ■ 現状

- 建造物分野では、保存のために必要な原材料のうち山野から供給される木材、檜皮、茅、漆等の植物性資材を安定的に確保するとともに、当該資材に関する技能者の育成や普及啓発活動を行うため「ふるさと文化財の森」を設定し、材種、名称、所在地をリスト化（令和4年3月現在、6項目を対象に86件設定）。
- 一方、建造物以外の分野では、予算事業により美術工芸品の保存・継承に不可欠な用具・原材料について生産管理支援を行っているものの、一覧化されたリストは作成されておらず、**国として安定供給を図るべき対象が対外的に明示されていない。**



#### ■ 取組方針

- **文化財関係者が共通認識の下、原材料の安定確保に向けた取組を進められるよう、HP上での分かりやすい発信等を通じて政策の見える化を図る。**

<原材料リストのイメージ>

- ・**対象**：文化財の保存・継承に不可欠で、安定供給を図るべき原材料  
（選定保存技術としてその生産・製造等の技術が保護されているもの、  
予算事業によって生産管理支援が行われているもの（予定も含む。）等）
- ・**リストに掲載する情報**：原材料名、使用される文化財の種類と用途、生産地又は求められる品質等を示す情報  
（例）※実際のリストに以下が掲載されるかは未定。

原材料名	使用される文化財	使用分野	原材料を使用する選定保存技術/重要無形文化財	備考
楮	美作品（国宝・重要文化財）	和紙	選定保存技術「〇〇」の原料として使用	繊維の細かいもの
楮	重要無形文化財	和紙	重要無形文化財「〇〇」の原料として使用	〇〇で栽培される楮
蚕糸	美作品（国宝・重要文化財）	織物	選定保存技術「〇〇」の原料として使用	在来種の蚕から生産する細かい糸から作るもの

- 長期的な安定供給のための仕組みについては、**原材料に関する各種調査（需給調査、長期需要予測、科学的検証など）を踏まえ、引き続き検討。**

# 4. 文化財修理センター（仮称）の設置に向けた検討

## ■ 現状

○ 令和4年7月に「文化財修理センター（仮称）の在り方に関する検討会」で検討を開始。

○ 国立の文化財修理センター（仮称）に求められる機能、実施主体、場所、運営体制等について順次検討。

<これまでの検討内容（抜粋）>

### 【機能について】

国立の「文化財修理センター（仮称）」では、

- ①情報集約と共有を含む修理推進、
- ②調査研究を着実に実施するための修理・研究体制を構築するとともに、
- ③人材育成、 ④情報発信（普及啓発）

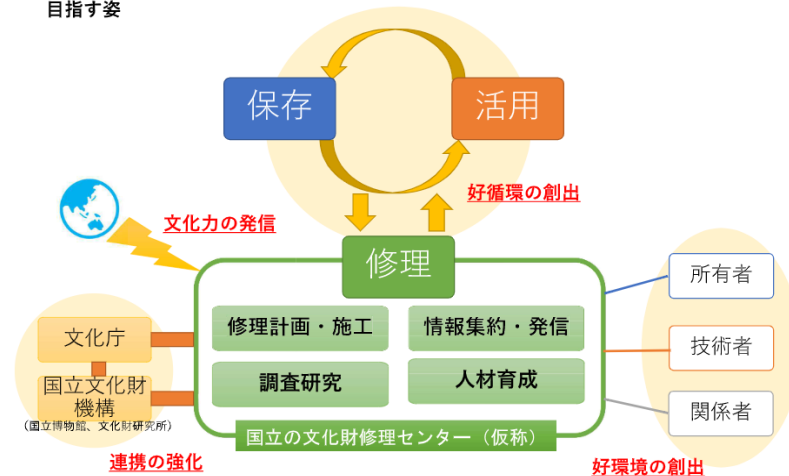
により日本の修理文化の継承と国内外への発信を進め、中長期的に持続可能な保存・活用サイクルを実現してはどうか。

### 【実施主体について】

我が国の文化財修理は、国立博物館の文化財修理所で、行政・民間（所有者含む）の連携を前提として進めてきた経緯等を踏まえ、既存組織を活用した体制づくりが望ましいのではないかと。

文化財修理センター（仮称）の在り方に関する検討会  
第2回（令和4年8月10日）資料6より抜粋

目指す姿



## ■ 取組方針

○ 文化審議会文化財分科会企画調査会中間整理の内容を踏まえつつ、**構想の具体化に向けて引き続き検討会で検討。**

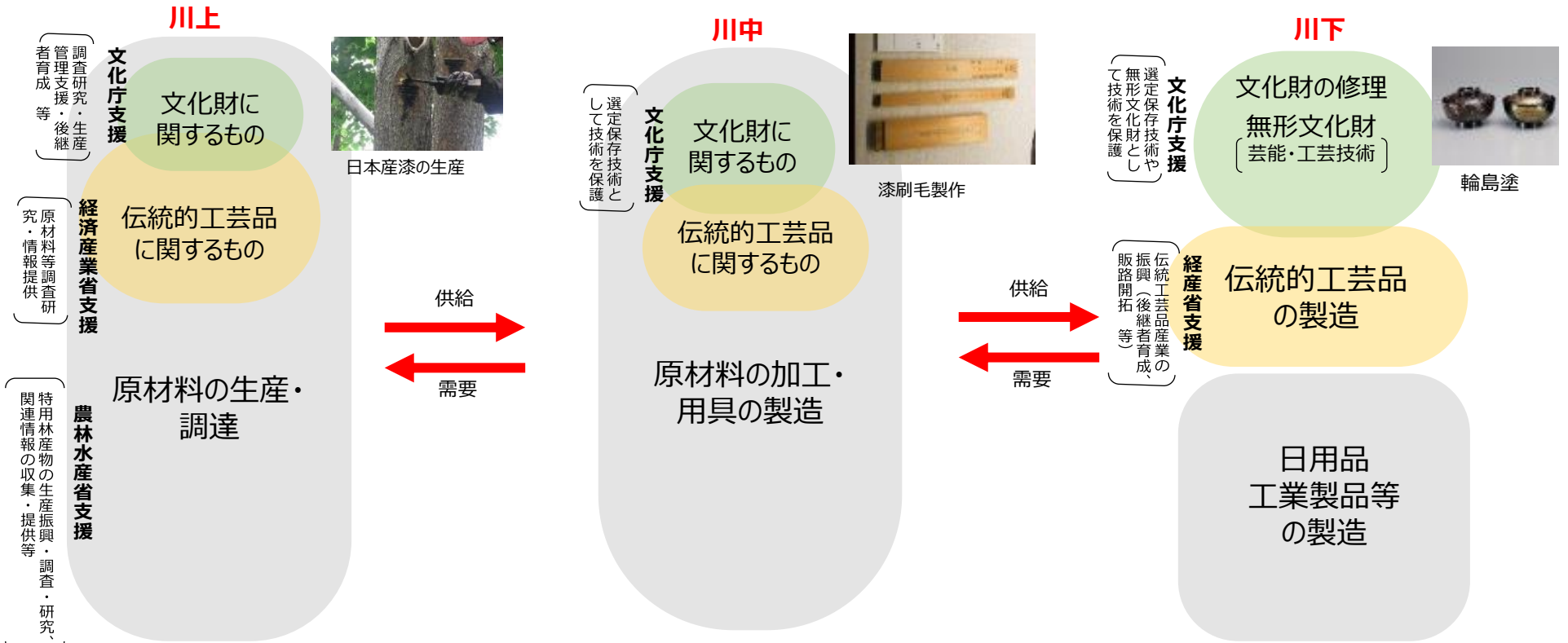
# 5. 関係省庁の施策との連携

## 関係省庁の施策目的

文化庁	：文化財の保存・活用
経済産業省	：伝統的工芸品産業の振興
農林水産省	：農林業・農山村の振興

## 取組の関係性

- 川下である文化財、伝統的工芸品、日用品等はそれぞれ異なるが、川上及び川中の原材料や用具は共通する部分がある。
- 川下のそれぞれの需給状況が、共通する原材料の生産・加工や用具の製造に相互に影響している。



文化財に関する原材料も支援対象に含まれる施策について、積極的に情報収集・発信を行い、活用を図ることが有効

## 選定保存技術について

- 我が国の固有の文化により生み出され、現在まで保存・継承されてきた文化財を、確実に後世へ伝えて行くために、文化財の修理技術や文化財の保存に欠かせない材料及び用具の製作技術などを選定保存技術に選定するとともに、その技を保持している個人又は技の保存事業を行う団体を保持者又は保存団体として認定（昭和50年～）。
- 選定保存技術の保存のため、国は、保持者や保存団体が行う選定保存技術の伝承者（後継者）養成事業、技能・技術の錬磨、普及・啓発等に対し、その経費の一部を補助している。

### <令和4年度の選定事例>



（漆工品修理：北村繁氏）



（三味線棹・胴製作：邦楽器製作技術保存会）

### <選定保存技術の選定・認定数>

選定保存技術：84件  
保持者：62人  
保存団体：42団体（実数36団体）

※令和4年12月時点

#### 選定保存技術保持者

- ・平均年齢：75歳
- ・60歳未満の保持者：約5%
- ・保持者のみが継承する技術（44件）  
→10年間認定しない場合、  
60歳未満の保持者は2名

60歳未満：8%

60歳以上：92%

選定保存技術を巡っては、

- ①保持者の高齢化（後継者不足）
- ②保存団体組織の脆弱性
- ③一般認知度の不足 等が課題となっている。

## (参考①) 文化財保護法（昭和25年法律第214号）（抄）

（選定保存技術の選定等）

第147条 文部科学大臣は、文化財の保存のために欠くことのできない伝統的な技術又は技能で保存の措置を講ずる必要があるものを選定保存技術として選定することができる。

- 2 文部科学大臣は、前項の規定による選定をするに当たっては、選定保存技術の保持者又は保存団体（選定保存技術を保存することを主たる目的とする団体（財団を含む。）で代表者又は管理人の定めのあるものをいう。以下同じ。）を認定しなければならない。
- 3 一の選定保存技術についての前項の認定は、保持者と保存団体とを併せてすることができる。
- 4 第一項の規定による選定及び前二項の規定による認定には、第七十一条第三項及び第四項の規定を準用する。

## (参考②) 選定保存技術の選定並びに保持者及び保存団体の認定の基準（昭和50年文部省告示第166号）

第一 選定保存技術の選定基準

〔有形文化財等関係〕

- 一 有形文化財、有形の民俗文化財又は記念物の保存のために欠くことのできない伝統的な技術又は技能のうち修理、復旧、復元、模写、模造等に係るもの（次項において「有形文化財等の修理等の技術等」という。）で保存の措置を講ずる必要のあるもの
- 二 有形文化財等の修理等の技術等の表現に欠くことのできない材料の生産、製造等又は用具の製作、修理等の技術又は技能で保存の措置を講ずる必要のあるもの

〔無形文化財等関係〕

無形文化財又は無形の民俗文化財の保存のために欠くことのできない伝統的な技術又は技能のうち芸能、芸能の技法若しくは工芸技術又は民俗芸能の表現に欠くことのできない用具の製作、修理等又は材料の生産、製造等の技術又は技能で保存の措置を講ずる必要のあるもの

第二 選定保存技術の保持者又は保存団体の認定基準

保持者

選定保存技術に選定される技術又は技能を正しく体得し、かつ、これに精通している者

保存団体

選定保存技術に選定される技術又は技能を保存することを主たる目的とする団体（財団を含む。）で当該技術又は技能の保存上  
適当と認められる事業を行うもの

# 選定保存技術保持者・保存団体の認定一覧（美術工芸品分野）

1. 文化財の保存技術等の継承、人材の確保について

## これまでの選定保存技術

- ・過去に認定を受けたことがある技術：28技術（うち現在、保持者・保存団体とも不在の技術：4技術）
- ・保持者を複数人認定している技術：4技術（東日本、西日本では風土の違いにより、使用材料、技術内容に差異がある。）

分類	技術名	現状	過去の保持者	現在の保持者	保存団体
一般	美術工芸品保存桐箱製作	○	上田 淑宏 (S56~H9) 前田 友一 (S55~R1)	大坂 重雄 (74歳・H26認定) 小島 登 (71歳・R4認定) 前田 泰一 (63歳・R4認定)	
	美術工芸品保存箱紐（真田紐）製作	○		市村 藤一 (94歳・R3認定)	
装 潢	表具用手漉和紙（美栖紙）製作	○	上窪 正一 (S52~H18)	上窪 良二 (79歳・H21認定)	
	表具用手漉和紙（補修紙）製作	○	井上 稔夫 (H6~H16)	江淵 榮貴 (74歳・H19認定)	
	表具用手漉和紙（宇陀紙）製作	○	福西 虎一 (S51~S53) 福西 弘行 (S53~H26)	福西 正行 (61歳・H27認定)	
	表具用木製軸首製作	○		花輪 滋實 (75歳・R3認定)	
	表装建具製作	○	高田 三男 (H7~H30) 山岸 光男 (H8~R3)	黒田 俊介 (78歳・H29認定) 村上 潤一 (59歳・R3認定)	
	表装漆塗（呂色塗）	○		新木 郁雄 (48歳・R4認定)	
	表具用刷毛製作	○	西村 和記 (H16~R1)	田中 重己 (81歳・H22認定)	
	表具用打刷毛製作	×	藤井 源次郎 (H10~H28)		
	唐紙製作	○	千田 長次郎 (S62~H8)	千田 堅吉 (80歳・H11認定) 小泉 幸雄 (75歳・H29認定)	
	表具用古代裂（金襴等）製作	×	広瀬 敏雄 (S52~H16) 廣瀬 賢治 (H19~H29)		
	金銀糸・平箔製作	○		鳥原 雄治 (72歳・H29認定)	
	時代裂用綜紵製作	○		亀井 剛 (77歳・H30認定)	
	本藍染	○	森 卯一 (S54~S62)	森 義男 (81歳・H8認定)	
	美術工芸品錆金具製作 ※金江氏は上代錆金具製作修理	○	金江 宗太郎 (S52~H18)	松田 聖 (61歳・R1認定)	
	装潢修理	○			(一社) 国宝修理装潢師連盟 (H7~)
	装潢修理用具・材料製作	○			(一社) 伝統技術伝承者協会 (H30~)
	工 芸 品	漆工品修理 ※片岡氏は漆工品（螺鈿）修理	○	北村 久造 (S51~H4) 片岡 照三郎 (S51~S52) 北村 謙一 (H6~R3)	北村 繁 (51歳・R3認定)
木工品修理		○		桜井 洋 (72歳・H9認定)	
甲冑修理		○	牧田 三郎 (S51~H5)	小澤 正実 (69歳・H10認定) 西岡 文夫 (69歳・R4認定)	
刀装（鞘）製作修理		○		高山 一之 (82歳・H30認定)	
在来絹製作		○		志村 明 (70歳・R3認定)	
刀装・甲冑金具製作修理		×	宮島 市郎 (S63~H5)		
刀装金具（鏽）製作修理	×	赤野 栄一 (S63~H6)			
彫 刻	木造彫刻修理	○			(公財) 美術院 (S51~)



【表具用手漉和紙（宇陀紙）製作】福西氏



【表具用木製軸首製作】花輪氏

- ◎：個人、団体
- ：どちらか一方
- ×：不在
- ※R4.12月時点



## これまでの選定保存技術

- ・過去に認定を受けたことがある技術：25技術（うち現在、保持者・保存団体とも不在の技術：6技術）
- ・保持者を複数人認定している技術：1技術（製作技術が異なるため） ※三味線棹や組踊道具製作は、団体化により安定した継承を図る

分類	技 術 名	現状	過去の保持者	現在の保持者	保存団体
楽 器	雅楽管楽器製作修理	○	菊田 金一郎 (S51~H1) 山田 仙太郎 (S51~H8) 福田 泰彦 (S51~H16) 山田 全一 (H11~R1)	八幡 暹昌 (85歳・H16認定)	
	雅楽弦楽器（和琴・箏）製作修理	○		小川 真紀夫 (69歳・H26認定)	
	能管製作修理	×	林 豊寿 (S53~H25)		
	能楽小鼓（胴・革）製作修理	○	鈴木 磯吉 (S53~S58)	鈴木 理之 (86歳・H7認定)	
	能楽大鼓(革)製作	○		木村 幸彦 (93歳・S51認定)	
	琵琶製作修理	○		石田 勝雄 (84歳・H18認定)	
	三味線（太棹）皮張替修理	×	中村 盛雄 (S52~S61)		
	三味線棹・胴製作 ※天野氏は三味線（太棹）棹製作	○	天野 祐里 (S52~H10)		邦楽器製作技術保存会 (R3~)
	三味線製作修理	○			三味線製作修理技術保存会 (R4~)
	箏製作	○			邦楽器製作技術保存会 (R3~)
邦楽器原系製造	○			木之本町邦楽器原系製造保存会 (H3~)	
邦楽器系製作	○	三枝 正造 (S55~H3) 橋本 太雄 (S54~H4) 小篠 洋之 (S54~H26)	小篠 敏之 (70歳・H27認定) 橋本 圭祐 (76歳・H30認定)		
道具・ 衣裳等	能楽面製作修理	×	長澤 金子郎 (S54~H15)		
	能装束製作	○		佐々木 洋次 (66歳・R2認定)	
	歌舞伎鬘製作	○		川口 清次 (63歳・R2認定)	
	歌舞伎床山	○		鴨治 歳一 (84歳・H15認定)	
	歌舞伎衣裳製作修理	○			歌舞伎衣裳製作修理技術保存会 (H14~)
	歌舞伎小道具製作	○			歌舞伎小道具製作技術保存会 (H8~)
	歌舞伎大道具（背景画）製作	○			歌舞伎大道具（背景画）製作技術保存会 (H14~)
	文楽人形（首）製作修理	×	大江 武雄 (S51~H9)		
	文楽人形鬘・床山	×	名越 昭司 (H14~H28)		
	組踊道具・衣裳製作修理 ※島袋氏は組踊道具製作	○	島袋 光史 (H6~H18)		組踊道具・衣裳製作修理技術保存会 (H21~)
結髪（沖縄伝統芸能）	×	古波藏 佐紀 (H20~R1)			



【邦楽器系製作】橋本氏



【箏製作/三味線棹・胴製作】  
邦楽器製作技術保存会

◎：個人、団体

○：どちらか一方

×：不在

※R4.12月時点

# 選定保存技術保持者・保存団体の認定一覧（工芸技術分野）

1. 文化財の保存技術等の継承、人材の確保について

## これまでの選定保存技術

- ・過去に認定を受けたことがある技術：27技術（うち現在、保持者・保存団体とも不在の技術：5技術）
- ・保持者/保存団体を複数認定している技術：4技術（地域性・技術内容の違いのため）



【手打針製作】小島氏

分類	技術名	現状	過去の保持者	現在の保持者	保存団体
用具	漆刷毛製作	○	泉 鎮吉 (S51～S62)	泉 清二 (71歳・H10認定) 田中 信行 (72歳・H26認定)	
	漆濾紙（吉野紙）製作	○	昆布 一夫 (S53～H7)	昆布 尊男 (71歳・H11認定)	
	杼製作	○		長谷川 淳一 (89歳・H11認定)	
	手機製作	○		西村 種一 (85歳・H15認定) 大城 義政 (64歳・H20認定)	
	蒔絵筆製作	○	村田 九郎兵衛 (S62～H22)	村田 重行 (80歳・H22認定)	
	手打針製作	○		小島 清子 (75歳・H30認定)	
	手漉和紙用具（紗）製作	×	山崎 鶴亀 (S51～H1)		
	箴製作・修理	×	北岡 高一 (H8)		
	手切鑪製作	×	澤田 英之助 (H28～H30)		
	研炭製造	×	東 浅太郎 (H6～H29)		
	木炭製造	○			合同会社伝統工芸木炭生産技術保存会 (H26～)
	手漉和紙用具製作	○			全国手漉和紙用具製作技術保存会 (S51～)
	竹箴製作	○			日本竹箴技術保存研究会 (H29～)
原材料	漆掻き用具製作	○	中畑 長次郎 (S63～H5)	中畑 文利 (79歳・H7認定)	
	玉鋼製造(たたら吹き)	○	久村 歡治 (S52～S54) 安部 由蔵 (S52～H7)	木原 明 (87歳・S61認定) 渡部 勝彦 (83歳・H14認定)	(公財) 日本美術刀剣保存協会 (S52～)
	玉鋼製造	○			
	烏梅製造	○	中西 喜祥 (H7～H23)	中西 喜久 (77歳・H23認定)	
	上絵具製造	○		辻 人之 (62歳・H29認定)	
	粗苧製造	×	矢幡 左右見 (H8～H11) 矢幡 正門 (H15～H28)		
	阿波藍製造	○			阿波藍製造技術保存会 (S53～)
	琉球藍製造	○	伊野波 盛正 (S52～H31)		琉球藍製造技術保存会 (H14～)
	植物染料（紅・紫根） 生産・製造	○			(一財) 日本民族工芸技術保存協会 (S54～)
	からむし（苧麻） 生産・苧引き	○			昭和村からむし生産技術保存協会 (H3～)
	苧麻糸手績み	○			宮古苧麻績み保存会 (H15～)
	日本産漆生産・精製	○			日本うるし掻き技術保存会 (H8～) 日本文化財漆協会 (S51～)
	縁付金箔製造	○			金沢金箔伝統技術保存会 (H26～)
その他	浮世絵木版画技術	○			浮世絵木版画彫摺技術保存協会 (S53～)



【上絵具製造】辻氏

- ：個人、団体
- ：どちらか一方
- ×
- ※R4.12月時点

# 選定保存技術保持者・保存団体の認定一覧（建造物分野）

1. 文化財の保存技術等の継承、人材の確保について

## これまでの選定保存技術

- ・過去に認定を受けたことがある技術：26技術（うち現在、保持者・保存団体とも不在の技術：4技術）
- ・保持者/保存団体を複数認定している技術：2技術（保持者が高齢のため/技術の普及促進のため）



【屋根瓦葺（本瓦葺）】瓦葺き実習



【茅採取】茅立ての実習



【建造物漆塗】佐藤氏

- ◎：個人、団体
- ：どちらか一方
- ×：不在
- ※R4.12月時点

分類	技術名	現状	過去の保持者	現在の保持者	保存団体
建造物	建造物修理	○			(公財)文化財建造物保存技術協会 (S51~)
	規矩術 (古式規矩)	×	竹原 吉助 (S51~S61) 岡田 英男 (H3~H12)		
	規矩術 (近世規矩)	○	上田 虎介 (S55~S58)	持田 武夫 (90歳・H5認定) 青木 弘治 (66歳・R3認定)	
	建造物木工	○	西岡 常一 (S52~H7) 松浦 昭次 (H11~H29)		(公財)文化財建造物保存技術協会 (S51~) (一社)日本伝統建築技術保存会 (H21~)
	建具製作	◎		鈴木 正 (85歳・H11認定)	(一社)全国伝統建具技術保存会 (H20~)
	建造物模型製作	×	和田 安弘 (H6~H19)		
屋根	屋根瓦製作 (鬼師)	×	小林 平一 (H9~H14) 小林 章男 (S63~H22)		
	屋根瓦葺 (本瓦葺)	◎	山本 清一 (H6~H30)	寺本 光男 (75歳・H15認定)	(一社)日本伝統瓦技術保存会 (H19~)
	檜皮葺・柿葺	○	谷上 伊三郎 (S53~S59) 村上 栄一 (H5~H12) 大西 安夫 (H13~R4)		(公社)全国社寺等屋根工事技術保存会 (S51~)
	檜皮採取	◎	大野 豊 (H11~H22)	大野 浩二 (56歳・H26認定)	(公社)全国社寺等屋根工事技術保存会 (H30~)
	屋根板製作	◎		栗山 光博 (70歳・H23認定)	(公社)全国社寺等屋根工事技術保存会 (H30~)
	竹釘製作	○	石塚 芳春 (H10~H16)	石塚 直幸 (49歳・R4認定)	
	茅葺	◎		隅田 隆蔵 (95歳・H14認定)	(公社)全国社寺等屋根工事技術保存会 (S55~)
	茅採取	○			(一社)日本茅葺き文化協会 (H30~)
	石盤葺	○		佐々木 信平 (75歳・H17認定)	
左官	左官 (日本壁)	○			全国文化財壁技術保存会 (H14~)
	左官 (漆喰塗)	○	奥井 五十吉 (H10~H23)		[日本壁に含まれる]
	左官 (古式京壁)	○	佐藤 治男 (H13~R4)		[日本壁に含まれる]
装飾技術	建造物装飾	○			(一社)社寺建造物美術保存技術協会 (H19~)
	建造物彩色	◎	山崎 昭二郎 (S54~H5) 吉原 昭夫 (北宰) (H6~H10) 川面 稜一 (H9~H17)	馬場 良治 (72歳・H26認定)	(公財)日光社寺文化財保存会 (S54~)
	建造物漆塗	◎		佐藤 則武 (73歳・R4認定)	(公財)日光社寺文化財保存会 (H28~)
	鋳金具製作	○	森本 安之助 (H10~H21)	森本 安之助 (四代目) (59歳・H26認定)	
	鋳物製作	○		大谷 秀一 (88歳・H11認定)	
	金具鍛冶	×	横山 義雄 (H14~H26)		
その他	畳製作	○	中村 勇三 (H16~R2)		文化財畳保存会 (H20~)
	金唐紙製作	○		上田 尚 (87歳・H17認定)	

## 個人

令和5年度概算要求額 112百万円（令和4年度 78百万円）

- ✓ 選定保存技術の保持者が実施する後継者養成や記録の作成・刊行等に係る経費を支援
- ✓ 事業申請に基づき、保持者 **1人あたり約110万円**を交付  
(令和4年度は保持者58名分を計上)
- ✓ 令和4年度より、後継者が一人前になるまでの研修に必要な原材料の確保等に係る経費を措置するため、**一部保持者に対する交付額を100万円増額**予定  
(令和4年度は美術工芸品分野の13名分を計上)

## 団体

令和5年度概算要求額 370百万円（令和4年度 340百万円）

- ✓ 選定保存技術の保存団体が実施する後継者養成や普及・啓発等に係る経費を支援
- ✓ 事業申請に基づき、**1団体あたり約200万円～約2,500万円**を交付  
(令和4年度は保存団体35団体分を計上)

⇒ 保持者・保存団体の認定にあたっては、認定後に補助事業を行うことを前提としてきた。

予算の制約を受けるため、新たな認定を考える際、予算の確保を合わせて検討する必要。

※選定保存技術保持者・保存団体の拡大を目指す（58人34団体（R3）→80人47団体（R8）） 文化財の匠プロジェクト決定（R3.12.24）

## 重要文化財建造物の保存修理事業の適正化について

- ▶ 文化財修理の良否は直接施工する技能者の力量に大きく依存するため、優秀な技能者の確保が極めて重要。
- ▶ もとより、国庫補助を伴う重要文化財建造物保存修理事業においては、契約等の事務手続の適正性、効率性及び透明性の確保に向けて取り組むことが必要。

### 文化庁におけるこれまでの取組

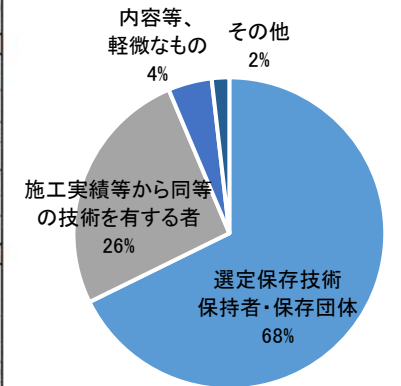
#### ◆以下の事項等について、各都道府県教委へ通知・指導

- ✓ 入札方式については、原則一般競争によること
- ✓ 国の選定保存技術保持者・保存団体に属する者や研修修了者等、又は施工実績等で同等の技術を有する技能者を職長として使用することについて、入札条件や仕様書等に明記すること
- ✓ 地方公共団体の入札参加資格を得ている登録業者の使用や経営事項審査の評点を参考とすること
- ✓ 最低制限価格制度及び低入札価格調査制度の適切な活用を徹底すること
- ✓ 最低制限価格等を公表する場合は、原則落札決定以後の公表とし、予定価格の事前公表についても、その適否について十分に検討を行うこと

#### ◆所有者向けチェックシートの作成・活用

#### ◆修理事業実施者への定期的実態調査の実施

The image shows a detailed checklist for cultural heritage repair projects. It includes sections for 'Bidding Method', 'Bidder Qualification', 'Contract Terms', and 'Technical Requirements'. The checklist is organized into columns with checkboxes and text boxes for specific items to be verified.



工事契約における施工者(n=88)  
(出典：文化庁調べ(令和2年))

→ 上記事項の徹底を図るため、定期的にフォローアップを実施。

## 邦楽器の普及拡大について

- 邦楽は我が国が誇るべき伝統文化の一翼を担うものであり、その継承と発展を図っていくことが必要。
- 特に、コロナ禍で三味線や箏などの邦楽の発表機会が大幅に減少し、大手の邦楽器メーカーが廃業を発表するなど、邦楽及び邦楽器製作技術の継承が危機的な状況。

### 文化庁における取組

#### ◆令和3年度より、新たに「邦楽普及拡大推進事業」を実施

- ✓ 危機的な状況にある邦楽の継承を図るため、トップレベルを目指す中間層の演奏者拡大に取り組む。
- ✓ 高校生や大学生等が邦楽器に親しむ機会を充実させるため、伝統音楽に関する部活動等への邦楽器の無償貸与や部活動等が所有する邦楽器の修理等を支援（令和4年度は、高校：38校、大学：19校を支援）。
- ✓ 併せて、次の支援にも取り組む。
  - ① 一流の指導者を派遣し、月1回程度の指導を受ける機会を提供
  - ② 支援を行う団体との交流会、実技実演ワークショップへの参加
- ✓ なお、邦楽器の製作・修理に関しては、「三味線棹・胴製作」「箏製作」に係る技術を「選定保存技術」に選定、「邦楽器製作技術保存会」を保存団体に認定（令和3年度）。文化財保存技術の継承も図っている。



→ 令和5年度も、継続して支援を実施（令和4年度と同程度を想定）。

# 文化財修理センター（仮称）整備のための調査研究

令和5年度要求額

25百万円  
(20百万円)



文化財（美術工芸品）の修理人材、用具・原材料の確保に関する課題、及び、国宝・重要文化財（美術工芸品）の修理拠点として整備された京都国立博物館文化財修理所の修理スペース不足等の課題に対応し、文化財の持続的な保存活用ため、国立の文化財修理センター（仮称）整備に向けた調査研究を実施。

増大する修理案件を実施するために必要な作業空間・管理空間が不足。



京都国立博物館修理所  
昭和54年竣工、築41年

修理技術や原材料の研究が十分に行われていない。



和紙の原料・コウゾ

修理技術者の養成が十分に行われていない。10年近く登録修理技術者数は横ばい（若年層の減少）



（一社）国宝修理装演師連盟加盟工房修理技術者（装演分野）数の推移（同連盟提供）

国立の文化財修理センター（仮称）の整備に向けて

令和4・5年度で基本計画を策定

国指定文化財を中心とする美術工芸品の保存修理とともに、修理技術や用具・原材料確保の課題解決のための拠点が必要。



修理工房



新たな技術の開発と導入  
はだうらがみ  
(絹本絵画の肌裏紙除去)



原料に係る調査研究の実施  
(安定的供給など)



文化財修理に関する研修  
(イメージ)

美術工芸品の保存・継承に欠かせない、**用具・原材料の供給の安定化を図るため**、

- ✓ 東京文化財研究所の協力を得ながら、現状把握のための調査（平成30年度～）
- ✓ 用具・原材料の製作者やその使用者である修理技術者を委員とした会議を設置。会議にて、美術工芸品の修理に不可欠な用具・原材料のうち、安定的な供給に懸念があり、現地調査が必要な対象を特定。文化庁・東文研・委員等が現地調査。（平成30年度～）
- ✓ 現地調査の結果を踏まえ、**緊急かつ積極的な支援を講じる必要が認められた用具・原材料については、継続的に供給するために必要な管理等に係る経費を支援**（令和2年度～）



<現地調査の様子>  
(高知山間部の榎栽培)

令和4年度支援対象

榎、トコロアオイ、リウツギ、  
紫、砥石、桑、表具裂・  
織紐

⇒ 令和2年度に榎・トコロアオイを対象に支援を開始後、**徐々に対象拡大**。（令和4年度：7分野）

※文化財の保存・継承に欠かせない用具・原材料の生産支援の拡大を目指す

（5分野（R3）→25分野（R8））文化財の匠プロジェクト決定（R3.12.24）

農家の方より好意的な声をいただくとともに、**供給者（農家等）と需要者（和紙職人等）との交流、修理技術者や文化財関係者との信頼関係の構築**にも寄与し、生産意欲の向上がみられる。

（現世代での生産継続が図れたとしても、後継者への継承が課題）

伝統芸能分野や伝統工芸分野に関し、**必要な用具・原材料を把握**するため、

- ✓ 伝統芸能用具・原材料に関する調査（令和元年度～）
- ✓ 伝統工芸用具・原材料に関する調査（平成29年度～令和2年度）を実施

そのほか、**用具・原材料のおかれている状況を幅広く把握**するため、

- ✓ 農林水産省農産局との定期的な協議
- ✓ （公財）日本特産農産物協会の年次統計を参照 等を実施



<調査（芸能・工芸技術分野）報告書>

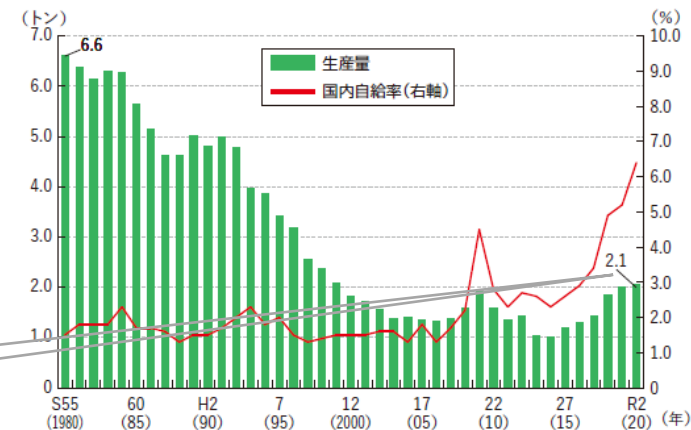


## ○国宝・重要文化財（建造物）の保存修理で使用する漆の長期需要予測調査を実施（H27～28）

- ・対象：外部を漆塗とした国宝・重要文化財建造物415棟
- ・調査：過去10年に使用された漆量を算出し平均使用量を求めた
- ・結果：年平均使用量を算出 約2.2t
- ・対応：保存修理における国産漆の需要量を共有し、関係機関と連携して、円滑な需給体制の構築を推進

漆の国内消費量はR2年には32.2トンであるが、そのうち国内生産量は6.4%に当たる2.1トン

（参考）国産漆生産量の推移



資料：林野庁「特用林産基礎資料」

## ○国宝・重要文化財（建造物）の保存修理で使用する植物性資材の長期需要予測調査を実施（H29～R2）

- ・対象：主体部を植物性屋根とする国宝・重要文化財建造物1,650棟
- ・調査：過去33年の保存修理工事で使用した植物性資材の使用量を収集して実績データベースを作成し、2019年から2084年まで66年間の予測を行った
- ・結果：薄板類（こけら葺、さわら葺）、樹皮類（檜皮、杉皮）、草本類（茅）について需要量が明らかとなった
- ・対応：資材の安定的な供給のため、年間使用量の平準化と中長期的な修理事業の計画を検討  
草本類の地域毎調達に向け、ふるさと文化財の森の新規設定に活かす

檜皮の年別予測需要量推移グラフ

予測年間使用量：19,709束（平葺）

平準化を検討  
（事業着手時期の検討、資材の貯蓄）

予測最大使用量：32,800束（平葺）  
（2078年）



## 美術工芸品分野

美術工芸品の保存・継承に欠かせない用具・原材料の科学的検証は、主に東京文化財研究所が実施

### ✓ 古糊の科学的な検証

掛軸の伝統的な接着剤である古糊ふるのりの科学分析を行い、宇陀紙うたがみや美栖紙みすがみ等と組み合わせることにより、紙の酸性化を抑制するとともに、他の材料を用いるよりも柔軟かつ高い接着力を得ることを可能としていることが明らかとなり、伝統材料の優位性、必要性を証明。

### ✓ 剥落止めに用いられたPVA（ポリビニールアルコール）の除去に係る検証

戦後、絵具の剥落止めに合成樹脂であるPVAを用いる事例があったが、これらのうち、絵具の剥落はくらくや樹脂の白濁はくたくにより鑑賞を妨げる事例が散見。PVA分解酵素を文化財修理に用いることの安全性・効果を検証、文化財修理に導入し良好な結果を得た。

また、文化財の欠損部ほてんを補填する補修紙ほしゅうしをはじめ、装潢修理そうこうに用いる伝統的な紙については、高知県立紙産業技術センターにおいて繊維分析等を行っており、その知見をもとに、物性に合わせた紙の製作が可能となり、保存取扱上、視覚上優れた修理の達成に貢献している。



<PVA分解酵素を用いた修理事例>

## 芸能分野

伝統芸能の実演に欠かせない楽器について、代替素材の研究を実施

### ✓ 象牙の代替素材

三味線の撥ばちや駒、箏の爪や柱など、邦楽器の一部に使われてきた象牙は、国際商取引が禁止されており、国内の在庫は年々減少している。このため、三味線の撥として使用する象牙代替品の開発及び実用化に関する調査研究を令和3年度より実施。



<象牙代替品>

# 良質な用具・原材料確保のため管理等業務支援事業

令和5年度要求・要望額  
(前年度予算額)

31百万円  
26百万円



良質な原材料の生産者の管理業務（例：害虫対策、草刈りなど産地の維持管理）や後継者養成等を支援

## 補助事業として「管理等業務支援事業」を実施する意義

### トロアオイ生産支援

(新ひたち野農業協同組合ネリ部会 茨城県小美玉市)



トロアオイ：  
根から抽出される「ネリ」が、楮の繊維を均等にする役割を果たす。多くの和紙の原材料



トロアオイの芽かき作業

生産農家はトロアオイの生産だけでは生計が成り立たず、陸稲、ジャガイモを始めとした商品作物も生産。

生産したトロアオイの多くは伝統産業品としての和紙の原料に使用。文化財修理に使用する和紙の原料になるものは2割弱。

⇒ 農家としての経営維持にあたり、収益を上げる中核の農産物として位置づけることは極めて困難  
⇒ 環境の変化で生産を取り止めるケースも

⇒ 国が管理業務を支援することで、その生産を国として重要な事業として位置づけるメッセージ性

⇒ 管理業務等への支援を通じて、修理に不可欠なものを生産者等に今後も作り続けてもらうための後押しとなる支援を目指す。

## 「管理等業務支援事業」の新たな展開

### リウツギ生産支援（北海道標津町）

普及啓発の実施

令和4年度から補助事業として開始。

主な補助内容：資源量調査 採取支援 苗栽培 町民への実演講習会  
(計：2,814千円の補助事業)



リウツギ：  
樹皮から抽出される「ネリ」が、楮の繊維を均等にする役割を果たす。宇陀紙の原材料



リウツギ樹皮採取の様子

- 北海道標津町ではリウツギを町の特産品と位置づけ生産に取り組むとともに、前述の講習会や学校での体験学習など、町民らへの普及・啓発活動も実施。

→ NHK、北海道新聞等でも報道



令和4年8月25日 北海道新聞夕刊

文化財保護への貢献をきっかけに  
特産品化、教育資源化、観光資源化、  
他地域との交流促進など、多面的な展開に

## ふるさと文化財の森

文化財建造物の保存修理のためには山野から供給される木材、楡皮、茅、漆等の植物性資材が不可欠です。特に大径材、高品位材等の市場から調達が困難なものも多いことから、平成18年度より、これらの植物性資材を産出している全国における産地を「ふるさと文化財の森」として設定し、修理の際、これら「ふるさと文化財の森」の情報を提供することで、保存修理での資材の安定的な確保を目指しています。



## ふるさと文化財の森 システム推進事業

文化財建造物の保存のために必要な原材料のうち山野から供給される植物性資材を安定的に確保するとともに、当該資材に関する技能者を育成し、またこれらの資材や技能の確保等に関する普及啓発活動を行うため、ふるさと文化財の森設定地を対象に、以下の事業を継続的に実施しています。



### 1. 管理業務支援事業

ふるさと文化財の森の設定地において、高品位の資材を確保し継続的に供給するため、必要な管理に要する経費について、補助しています。

これまで、林道の整備、下草刈り、火入れのための防火帯設置などの事業を支援しました。



### 2. 資材採取等研修

文化財建造物の保存において、必要な原材料の採取技術を次世代に伝えてゆくため、ふるさと文化財の森設定地を活用し、採取技術の研修会を実施しています。

これまで、黒根楡材として利用される楡皮をヒノキの立木から採取する技術者を養成する研修を実施しました。



### 3. 普及啓発事業

文化財建造物の保存に必要な資材や、資材に携わる技能者の育成等に関する普及啓発活動、また実際の保存修理現場の公開等を通じて、文化財修理用資材等に関する国民的な理解を図ります。

これまで、原材料に関するシンポジウム、採取のワークショップ、重要文化財等の保存修理現場の公開などの事業を実施しました。



## 文化財建造物の修理に使用される主な植物性資材



**楡皮**  
楡皮は古代から社寺を中心とする建築に用いられ、ヒノキの立木から採取した皮を長方形に整形し、何枚も積み重ねて蒸くことによって、優美な曲線の匾額を形作ります。

**木材**  
ヒノキやスギ、マツなど様々な種類を、それぞれの性質に合った箇所に組み合わせて使用しています。修理では径の大きな材や、目の詰まった良質な材料が必要とされます。

**茅**  
山茅や葦、稲藁、ムギ藁などの総称で、古来より種類と地域を問わず建造物の屋根製材として利用されてきました。茅藁は地域ごとの多様性が顕著に見られ、地方色豊かです。

**漆**  
漆はウルシの幹に傷をつけて採取する樹液で、古くから建造物や彫刻、漆等の工芸品に塗装や装飾のために用いられてきた我が国を代表する伝統的な材料です。



**苧殻**  
苧殻は大麻の茎皮を剥いて残る芯の部分です。真直ぐに伸び、白く、丈夫なことから、茅葺屋根の軒に用いられてきました。

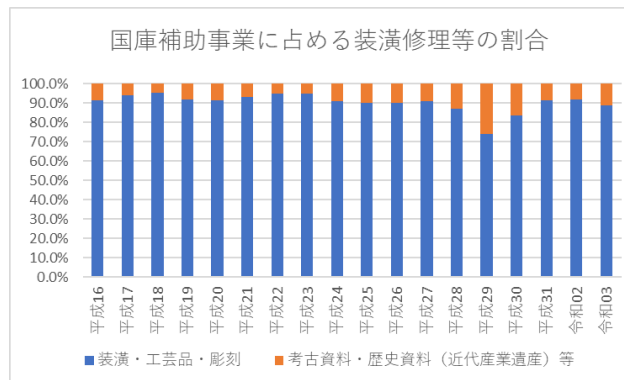
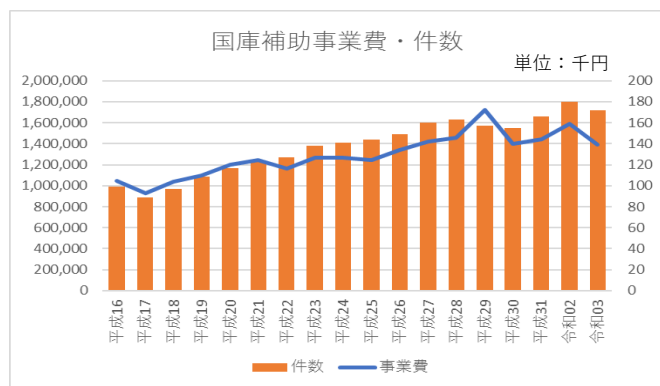


**竹**  
竹は日本に広く分布し、古くから身近な素材として籠などの生活用品のほか、建築物では土壁の下地、床材、屋根下地などに用いられてきました。



**草**  
い草は表面につやがあり、耐久性にも優れていることから、畳表の原料として利用されています。断面が円形のものには「丸藁」とも呼ばれます。

- ✓ 国宝・重要文化財（美術工芸品）の修理事業費は、件数の増加に伴い増加傾向  
（うち、その修理技術が選定保存技術に選定されている装演、彫刻、工芸分野の修理事業は全体の約90%程度で推移）
- ✓ 用具・原材料が入手困難になっているという実態を踏まえ、取得価格を上げる動きもある



## 文化財修理材料費（紙）の価格

（一社 国宝修理装演師連盟より）

○H27とR3の比較（単位：円）

- ・美栖紙 厚口 650 → 840
- ・宇陀紙 長薄 750 → 850
- ・石州紙 7匁 800 → 1,000
- ・細川紙 6匁 620 → 810
- ・胴張間似合紙 600 → 1,100

- ✓ 多くの都道府県は国庫補助事業の負担を一部行っており、自らが指定する美術工芸品に対する修理件数は僅か  
（都道府県の財政状況が悪化していることもあり、国庫補助事業の負担を取りやめたり、予算が確保できるまで事業化を見送る例もある。）
- ✓ 国庫補助事業の実施に当たっては、所有者負担金の準備が課題となっており、民間助成金の存否が事業実施に大きな影響を与えている。（民間助成金の例：紡ぐプロジェクト（読売新聞社・宮内庁・文化庁による事業）、朝日文化財団、住友文化財団）

⇒ 持続的に修理人材等を確保するため、今後も継続して修理事業があると関係者が共通した認識を持てることが重要。  
併せて、所有者や自治体に対して修理の重要性を周知するとともに、各指定文化財について、中長期的な修理事業の必要性を把握し、将来の見通しを示すことが重要。

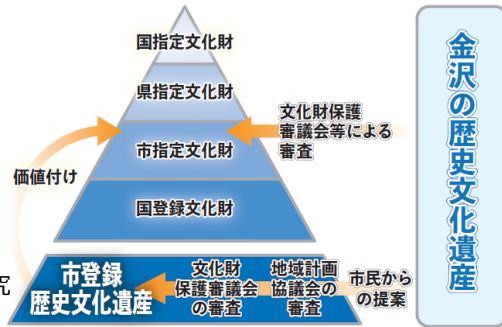
## 未指定文化財の保存における取組事例

### 金沢市文化財保存活用地域計画【石川県】

#### 『金沢歴史文化遺産登録制度』の創設と運営

指定文化財、国登録文化財に準ずる金沢市の歴史文化を構成するモノやコト、市民の誇りになっている歴史文化遺産を拾い上げ、市民主体で行われてきたその継承を支援する新たな歴史文化遺産の保護制度を創設する。

- 取組主体：市民、行政、企業団体、教育研究
- 計画期間：R4～9



## 宗像市文化財保存活用地域計画【福岡県】

#### 「ばしょ」「もの」「こと」「ひと」総合調査

調査研究が不十分な分野の総合調査を実施、リストを充実させ、指定文化財候補や市登録制度創設時の参考にし、災害発生時はリストに基づき状況把握する。

- 悉皆調査
- 聞き取り調査
- 歴史文化遺産リストの更新
- 関連歴史文化遺産の設定 など



- 取組主体：行政・所有者・地域
- 計画期間：R3～12年度

#### 市民遺産（むなかた遺産(仮)） 制度の検討 及び 財政支援の検討

未指定等の歴史文化遺産を保護するため、市民遺産制度や市登録制度を創設、公的財政支援や民間資本の活用を検討する。



MUNAKATA  
HERITAGE

- 取組主体：行政・所有者・地域
- 計画期間：R6～12年度

## 選定保存技術の後継者育成における取組事例

### 金沢市文化財保存活用地域計画【石川県】

#### 無形民俗文化財・選定保存技術等の 後継者育成支援

金沢の文化・嗜みを次世代に引き継ぐため、指定・未指定を問わず、官民協働で後継者の育成を図る。講師派遣、継承のための会合や研修など、地域における文化・芸術伝承事業について支援を行い、次世代に継承する人材を育てる。

- 取組主体：市民、行政、企業団体、教育研究
- 計画期間：R3～9



#### <具体的施策>

##### ○金沢職人大学校（建造物の修理技術）

伝統的で高度な職人の技の伝承と人材育成を目的に、中堅職人を対象とした高度な匠の技の継承に努める。

##### ○金沢卯山工芸工房（伝統工芸）

工芸の研修機関として設置。在籍する技術研修者に対して奨励金を交付。



##### ○「金沢市における文化の人づくりの推進に関する条例」、 「金沢市ものづくり基本条例」を制定

